

貯蓄預金規定

1. 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

3. 預金の払戻し

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

4. 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は通帳に記載のご契約内容がⅠ型の場合は30万円、Ⅱ型の場合は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
 - ア. Ⅰ型の場合
 - (ア) 毎日の最終残高が30万円以上100万円未満の期間
当該期間における店頭表示の「30万円以上利率」
 - (イ) 毎日の最終残高が100万円以上300万円未満の期間
当該期間における店頭表示の「100万円以上利率」
 - (ウ) 毎日の最終残高が300万円以上の期間
当該期間における店頭表示の「300万円以上利率」

イ. II型の場合

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(R 02.04.01 改正)